

2026 年 10 月 20 日

各位

室蘭信用金庫

定期性預金等の中途解約利率算出方法の変更（改定）について

平素より室蘭信用金庫をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、定期性預金等の規定を一部改定し、中途解約時の利率算出方法を見直すこととしましたのでお知らせいたします。

今回の改定に至った背景と趣旨は以下の通りです。

1. 定期性預金中途解約利率の逆転現象の解消

定期預金は、満期日までお預け入れいただくことを前提に、普通預金よりも高い利率を設定している商品ですが、昨今の金利情勢の変化により、計算上、「満期までお預け入れいただいた際の利率」よりも、「中途解約した際の利率」が上回るという逆転事象が発生しております。

このような事象は、当初の約束（満期）を守ってお預け入れいただいている多くのお客さまとの公平性を著しく欠くものであり、定期預金本来の趣旨と乖離する状態となっております。

当金庫は、すべてのお客さまに対して公平かつ合理的な利息を提供するため、中途解約利率が当初の約定利率を上回らないよう、ルールの適正化を行うことといたしました。

そのため、本改定は、既にお預け入れいただいている定期性預金等につきましても適用対象とさせていただきますので、ご承知おき頂きたく存じます。

2. 改定の内容 ～ 別紙のとおり

3. 改定日および既契約への適用

(1) 実施日：2027 年 1 月 10 日

(2) 対 象：実施日以降に新規預入・自動継続される定期性預金、および既に預入済みのすべての定期性預金。

※ 既にお預け入れいただいている定期性預金についても、実施日以降の中途解約については新規定が適用されます。

今後も、お客さまの大切な資産を公平かつ健全に運用し、より質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

本件に関するお問い合わせは、お取引店もしくは下記までお願いいたします。

室蘭信用金庫経営企画部 0143-44-3537 （担当：須田、福島）

改定の内容

1. 改定する規定

・定期預金共通規定 ・期日指定定期預金規定 ・自動継続期日指定定期預金規定 ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	・自由金利型定期預金規定（大口定期預金） ・自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金） ・変動金利定期預金規定 ・自動継続変動金利定期預金規定 ・自動継続変動金利定期預金規定（自由プラン） ・定期積金（スーパー積金）規定
---	--

2. 主な改定内容

- 「解約日当日の普通預金利率が中途解約適用利率を上回る場合には、普通預金利率を適用する」という期限前解約利息の特例を廃止いたします。それにより、『自由金利型定期預金（大口定期預金）』の中途解約利率は、「A：約定利率×期間に応じた掛け目」と「B：再調達コスト控除後利率」のうち、いずれか低い利率（マイナスの場合はゼロ）となります。『自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）』の中途解約利率は「A：約定利率×期間に応じた掛け目」となります。
- 主な商品について、経過期間が6か月未満で解約する場合の「約定利率×10％」と改定します。経過期間の区分や約定利率に対する掛け目は商品ごとに異なりますので、詳細は以下の新旧対照表をご覧ください。
- 定期積金の中途解約利率を普通預金利率としていたものを、期間に応じた中途解約利率に変更します。

3. 改定日および既契約への適用

- (1) 実施日：2027 年 1 月 10 日
- (2) 対 象：実施日以降に新規預入・自動継続される定期性預金、および既に預入済みのすべての定期性預金。

※ 既にお預け入れいただいている定期性預金についても、実施日以降の中途解約については新規定が適用されます。

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
<u>2027. 1. 10</u> 定期預金共通規定 1 ～ 8 (略) (削除) 以上 <u>2027. 1. 10</u> 期日指定定期預金規定 〈非自動継続型〉 1 ～ 2 (略) 3. (利息) (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ① 1年以上2年未満……証書(通帳)記載の「2年未満」の利率 ② 2年以上……証書(通帳)記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。) (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金を定期預金共通規定2.(1)により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……<u>2年以上利率×10%</u> ② 6か月以上1年未満……2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%	2020. 04. 01 定期預金共通規定 1 ～ 8 (略) <u>9. (期限前解約利息の特例)</u> <u>前2.(1)により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合に適用する利率については、解約日当日の普通預金利率がこれを上回る場合、前掲各定期預金規定に定められた利率にかかわらず、当該普通預金利率を適用するものとします。</u> 以上 2020. 04. 01 期日指定定期預金規定 〈非自動継続型〉 1 ～ 2 (略) 3. (利息) (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ① 1年以上2年未満……証書(通帳)記載の「2年未満」の利率 ② 2年以上……証書(通帳)記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。) (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金を定期預金共通規定2.(1)により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……<u>解約日における普通預金の利率</u> ② 6か月以上1年未満……2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
⑥ 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90% (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。 以上 <u>2027.1.10</u> 自動継続期日指定定期預金規定 〈自動継続型〉 1～3 (略) 4. (利息) (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。 ① 1年以上2年未満……証書（通帳）記載の「2年未満」の利率 ② 2年以上……証書（通帳）記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。） (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。 (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。 (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後のこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (5) この預金を定期預金共通規定2. (1) により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……<u>2年以上利率×10%</u> ② 6か月以上1年未満……2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90% (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 以上	⑥ 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90% (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。 以上 2020.04.01 自動継続期日指定定期預金規定 〈自動継続型〉 1～3 (略) 4. (利息) (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。 ① 1年以上2年未満……証書（通帳）記載の「2年未満」の利率 ② 2年以上……証書（通帳）記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。） (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。 (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。 (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後のこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (5) この預金を定期預金共通規定2. (1) により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……<u>解約日における普通預金の利率</u> ② 6か月以上1年未満……2年以上利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90% (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 以上

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
<u>2027. 1. 10</u> 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） 〈非自動継続型〉 1. (略) 2. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 A. 現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 C. 定期預金とする場合には、当金庫が定めた基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。 ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は前①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金を定期預金共通規定2.（1）により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の	2020. 04. 01 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） 〈非自動継続型〉 1. (略) 2. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 A. 現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 C. 定期預金とする場合には、当金庫が定めた基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。 ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は前①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金を定期預金共通規定2.（1）により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6か月未満……………<u>約定利率×10%</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×30% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40% E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60% ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期としたこの預金の場合 A 6か月未満……………<u>約定利率×10%</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×20% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20% E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40% F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40% G 3年以上4年未満……………約定利率×60% ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6か月未満……………<u>約定利率×10%</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×10% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20% E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30% F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×30% G 3年以上3年6か月未満……………約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……………約定利率×40% I 4年以上5年未満……………約定利率×60% ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A 6か月未満……………<u>約定利率×10%</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×10% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×10% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×10%	預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×30% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40% E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60% ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期としたこの預金の場合 A 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×20% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20% E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40% F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40% G 3年以上4年未満……………約定利率×60% ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×10% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20% E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30% F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×30% G 3年以上3年6か月未満……………約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……………約定利率×40% I 4年以上5年未満……………約定利率×60% ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×10% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×10% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×10%

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
E 2年以上2年6か月未満……約定利率×20% F 2年6か月以上3年未満……約定利率×20% G 3年以上3年6か月未満……約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……約定利率×40% I 4年以上5年未満……約定利率×50% (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 3. (中間利息定期預金) (1) 中間利息定期預金の利息については、前2の規定を準用します。 (2) 中間利息定期預金については、原則として証書(通帳)に記載しないこととし、次により取り扱います。 ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。 ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。 以上 <u>2027.1.10</u> 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期) 〈自動継続型〉 1 (略) 2. (利息) (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下2.(1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書(通帳)記載の利率(継続後の預金については前1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動	E 2年以上2年6か月未満……約定利率×20% F 2年6か月以上3年未満……約定利率×20% G 3年以上3年6か月未満……約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……約定利率×40% I 4年以上5年未満……約定利率×50% (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 3. (中間利息定期預金) (1) 中間利息定期預金の利息については、前2の規定を準用します。 (2) 中間利息定期預金については、原則として証書(通帳)に記載しないこととし、次により取り扱います。 ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。 ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。 以上 2020.04.01 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期) 〈自動継続型〉 1 (略) 2. (利息) (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下2.(1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書(通帳)記載の利率(継続後の預金については前1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
継続自由金利型２年定期預金（Ｍ型）」といひます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができまひす。 ② 預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前①にかかわらず約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日に支払ひまひす。 ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といひます。）は満期日に支払ひまひす。 （２）この預金の利息の支払ひは、次のとおり取り扱ひまひす。 ① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続しまひす。 ② 自動継続自由金利型２年定期預金（Ｍ型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取り扱ひまひす。 A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金しまひす。 B. 中間払利息を定額預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（Ｍ型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（Ｍ型）（以下「中間利息定期預金」といひます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用しまひす。 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（Ｍ型）に継続しまひす。 ③ 預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金しまひす。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続しまひす。 ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引当票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 （３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きまひす。）は、満期日以後にこの預金とともに支払ひまひす。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算しまひす。 （４）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といひます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下	継続自由金利型２年定期預金（Ｍ型）」といひます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができまひす。 ② 預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前①にかかわらず約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日に支払ひまひす。 ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といひます。）は満期日に支払ひまひす。 （２）この預金の利息の支払ひは、次のとおり取り扱ひまひす。 ① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続しまひす。 ② 自動継続自由金利型２年定期預金（Ｍ型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取り扱ひまひす。 A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金しまひす。 B. 中間払利息を定額預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（Ｍ型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（Ｍ型）（以下「中間利息定期預金」といひます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用しまひす。 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（Ｍ型）に継続しまひす。 ③ 預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金しまひす。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続しまひす。 ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引当票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 （３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きまひす。）は、満期日以後にこの預金とともに支払ひまひす。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算しまひす。 （４）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といひます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第 4 位以下は切捨てます。) によって計算 (預入日の 3 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については 6 か月複利の方法) し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を精算します。 ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6 か月未満……………<u>約定利率× 1 0 %</u> B 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 3 0 % C 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 4 0 % D 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 4 0 % E 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 6 0 % F 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 6 0 % ② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6 か月未満……………<u>約定利率× 1 0 %</u> B 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 2 0 % C 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 2 0 % D 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 2 0 % E 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 4 0 % F 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 4 0 % G 3 年以上 4 年未満……………約定利率× 6 0 % ③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6 か月未満……………<u>約定利率× 1 0 %</u> B 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 1 0 % C 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 2 0 % D 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 2 0 % E 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 3 0 % F 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 3 0 % G 3 年以上 3 年 6 か月未満……………約定利率× 4 0 % H 3 年 6 か月以上 4 年未満……………約定利率× 4 0 % I 4 年以上 5 年未満……………約定利率× 6 0 % ④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A 6 か月未満……………<u>約定利率× 1 0 %</u> B 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 1 0 % C 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 1 0 %	同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第 4 位以下は切捨てます。) によって計算 (預入日の 3 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については 6 か月複利の方法) し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を精算します。 ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6 か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 3 0 % C 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 4 0 % D 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 4 0 % E 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 6 0 % F 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 6 0 % ② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6 か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 2 0 % C 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 2 0 % D 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 2 0 % E 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 4 0 % F 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 4 0 % G 3 年以上 4 年未満……………約定利率× 6 0 % ③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A 6 か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 1 0 % C 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 2 0 % D 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 2 0 % E 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 3 0 % F 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 3 0 % G 3 年以上 3 年 6 か月未満……………約定利率× 4 0 % H 3 年 6 か月以上 4 年未満……………約定利率× 4 0 % I 4 年以上 5 年未満……………約定利率× 6 0 % ④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A 6 か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 1 0 % C 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 1 0 %

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
D 1年6か月以上2年未満……約定利率×10% E 2年以上2年6か月未満……約定利率×20% F 2年6か月以上3年未満……約定利率×20% G 3年以上3年6か月未満……約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……約定利率×40% I 4年以上5年未満……約定利率×50% (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 3. (中間利息定期預金) (1) 中間利息定期預金の利息については、前2の規定を準用します。 (2) 中間利息定期預金については、原則として証書(通帳)に記載しないこととし、次により取り扱います。 ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。 ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。 以上 <u>2027.1.10</u> 自由金利型定期預金規定(大口定期預金) 〈非自動継続型〉 1. (略) 2. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書(通帳)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A. 現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。	D 1年6か月以上2年未満……約定利率×10% E 2年以上2年6か月未満……約定利率×20% F 2年6か月以上3年未満……約定利率×20% G 3年以上3年6か月未満……約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……約定利率×40% I 4年以上5年未満……約定利率×50% (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 3. (中間利息定期預金) (1) 中間利息定期預金の利息については、前2の規定を準用します。 (2) 中間利息定期預金については、原則として証書(通帳)に記載しないこととし、次により取り扱います。 ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。 ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。 以上 2020.04.01 自由金利型定期預金規定(大口定期預金) 〈非自動継続型〉 1. (略) 2. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書(通帳)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 A. 現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 （２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 （３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ① 預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢ（ＡおよびＢの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうちいずれか低い利率。 Ａ ① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ ６か月未満……………<u>約定利率×１０％</u> Ｂ ６か月以上１年未満……………約定利率×３０％ Ｃ １年以上１年６か月未満……………約定利率×４０％ Ｄ １年６か月以上２年未満……………約定利率×４０％ Ｅ ２年以上２年６か月未満……………約定利率×６０％ Ｆ ２年６か月以上３年未満……………約定利率×６０％ ② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ ６か月未満……………<u>約定利率×１０％</u> Ｂ ６か月以上１年未満……………約定利率×２０％ Ｃ １年以上１年６か月未満……………約定利率×２０％ Ｄ １年６か月以上２年未満……………約定利率×２０％ Ｅ ２年以上２年６か月未満……………約定利率×４０％ Ｆ ２年６か月以上３年未満……………約定利率×４０％ Ｇ ３年以上４年未満……………約定利率×６０％ ③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ ６か月未満……………<u>約定利率×１０％</u> Ｂ ６か月以上１年未満……………約定利率×１０％ Ｃ １年以上１年６か月未満……………約定利率×２０％ Ｄ １年６か月以上２年未満……………約定利率×２０％	② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 （２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 （３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ① 預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢ（ＡおよびＢの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうちいずれか低い利率。 Ａ ① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ ６か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> Ｂ ６か月以上１年未満……………約定利率×３０％ Ｃ １年以上１年６か月未満……………約定利率×４０％ Ｄ １年６か月以上２年未満……………約定利率×４０％ Ｅ ２年以上２年６か月未満……………約定利率×６０％ Ｆ ２年６か月以上３年未満……………約定利率×６０％ ② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ ６か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> Ｂ ６か月以上１年未満……………約定利率×２０％ Ｃ １年以上１年６か月未満……………約定利率×２０％ Ｄ １年６か月以上２年未満……………約定利率×２０％ Ｅ ２年以上２年６か月未満……………約定利率×４０％ Ｆ ２年６か月以上３年未満……………約定利率×４０％ Ｇ ３年以上４年未満……………約定利率×６０％ ③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ ６か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> Ｂ ６か月以上１年未満……………約定利率×１０％ Ｃ １年以上１年６か月未満……………約定利率×２０％ Ｄ １年６か月以上２年未満……………約定利率×２０％

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
E 2年以上2年6か月未満……約定利率×30% F 2年6か月以上3年未満……約定利率×30% G 3年以上3年6か月未満……約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……約定利率×40% I 4年以上5年未満……約定利率×60% ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A 6か月未満……<u>約定利率×10%</u> B 6か月以上1年未満……約定利率×10% C 1年以上1年6か月未満……約定利率×10% D 1年6か月以上2年未満……約定利率×10% E 2年以上2年6か月未満……約定利率×20% F 2年6か月以上3年未満……約定利率×20% G 3年以上3年6か月未満……約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……約定利率×40% I 4年以上5年未満……約定利率×50%	E 2年以上2年6か月未満……約定利率×30% F 2年6か月以上3年未満……約定利率×30% G 3年以上3年6か月未満……約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……約定利率×40% I 4年以上5年未満……約定利率×60% ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A 6か月未満……<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6か月以上1年未満……約定利率×10% C 1年以上1年6か月未満……約定利率×10% D 1年6か月以上2年未満……約定利率×10% E 2年以上2年6か月未満……約定利率×20% F 2年6か月以上3年未満……約定利率×20% G 3年以上3年6か月未満……約定利率×40% H 3年6か月以上4年未満……約定利率×40% I 4年以上5年未満……約定利率×50%
B 約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$	B 約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定利率をいいます。 (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 以上 <u>2027.1.10</u> 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金） 〈自動継続型〉 1.（略） 2.（利息） (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期	なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定利率をいいます。 (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 以上 2020.04.01 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金） 〈自動継続型〉 1.（略） 2.（利息） (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。 （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 （3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 （4）この預金を定期預金共通規定2.（1）により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ① 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には次のAおよびB（AおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。 A ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日まで	日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。 （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 （3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 （4）この預金を定期預金共通規定2.（1）により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ① 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には次のAおよびB（AおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。 A ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日まで

預金関連規定 新旧対照表

[illegible]

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
B 約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 以上 <u>2027.1.10</u> 変動金利定期預金規定 〈非自動継続〉 1. (略) 2. (利率の変更) この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。 ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。 3. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中	B 約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 以上 2020.04.01 変動金利定期預金規定 〈非自動継続〉 1. (略) 2. (利率の変更) この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。 ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。 3. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前①、②にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金を定期預金共通規定2.(1)により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>約定利率の10% (小数点第4位以下は切捨てます。)</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を精算します。 A. 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 (A) 6か月未満……………<u>約定利率×10%</u> (B) 6か月以上1年未満……………約定利率×30% (C) 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% (D) 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40% B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 (A) 6か月未満……………<u>約定利率×10%</u> (B) 6か月以上1年未満……………約定利率×20% (C) 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20% (D) 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20% (E) 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40% (F) 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40% なお、この預金を複利型とした場合には、6か月複利の方法で計算します。 (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算しま	間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前①、②にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金を定期預金共通規定2.(1)により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>解約日における普通預金の利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を精算します。 A. 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 (A) 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> (B) 6か月以上1年未満……………約定利率×30% (C) 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% (D) 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40% B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 (A) 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> (B) 6か月以上1年未満……………約定利率×20% (C) 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20% (D) 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20% (E) 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40% (F) 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40% なお、この預金を複利型とした場合には、6か月複利の方法で計算します。 (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算しま

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
す。 以上 <u>2027. 1. 10</u> 自動継続変動金利定期預金規定 〈自動継続型〉 1. (略) 2. (利率の変更) この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2. および3. (1) において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。 ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。 3. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前1. (2) の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前①、②にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された	す。 以上 2020. 04. 01 自動継続変動金利定期預金規定 〈自動継続型〉 1. (略) 2. (利率の変更) この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2. および3. (1) において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。 ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。 3. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。 ① 預入日から満期日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前1. (2) の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前①、②にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。 ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 （２）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 （３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>約定利率の１０％（小数点第４位以下は切捨てます。）</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 ② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。 A. 預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 (A) ６か月未満……………<u>約定利率×１０％</u> (B) ６か月以上１年未満……………約定利率×３０％ (C) １年以上１年６か月未満……………約定利率×４０％ (D) １年６か月以上２年未満……………約定利率×４０％ (E) ２年以上２年６か月未満……………約定利率×６０％ (F) ２年６か月以上３年未満……………約定利率×６０％ B. 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 (A) ６か月未満……………<u>約定利率×１０％</u> (B) ６か月以上１年未満……………約定利率×２０％ (C) １年以上１年６か月未満……………約定利率×２０％ (D) １年６か月以上２年未満……………約定利率×２０％ (E) ２年以上２年６か月未満……………約定利率×４０％ (F) ２年６か月以上３年未満……………約定利率×４０％	方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。 ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 （２）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 （３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>解約日における普通預金の利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 ② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。 A. 預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 (A) ６か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> (B) ６か月以上１年未満……………約定利率×３０％ (C) １年以上１年６か月未満……………約定利率×４０％ (D) １年６か月以上２年未満……………約定利率×４０％ (E) ２年以上２年６か月未満……………約定利率×６０％ (F) ２年６か月以上３年未満……………約定利率×６０％ B. 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 (A) ６か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> (B) ６か月以上１年未満……………約定利率×２０％ (C) １年以上１年６か月未満……………約定利率×２０％ (D) １年６か月以上２年未満……………約定利率×２０％ (E) ２年以上２年６か月未満……………約定利率×４０％ (F) ２年６か月以上３年未満……………約定利率×４０％

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 A 6か月未満……………<u>約定利率×10%</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×20% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20% E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40% F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40% （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 以上 <u>2027. 1. 10</u> 自動継続変動金利定期預金規定（自由プラン） 〈自動継続型〉 1～2 (略) 3. (利率の変更) この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応答日に変更します。変更後の利率は、変更日における当金庫所定の利率とします。 ただし、変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 4. (利息) （1）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前2. （2）の利率、変更後の預金については前3の利率）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法で、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期時に元金に組入れて継続する方法により支払います。 なお、利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。 （2）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。	③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 A 6か月未満……………<u>解約日における普通預金の利率</u> B 6か月以上1年未満……………約定利率×20% C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20% D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20% E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40% F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40% （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 以上 2020. 04. 01 自動継続変動金利定期預金規定（自由プラン） 〈自動継続型〉 1～2 (略) 3. (利率の変更) この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応答日に変更します。変更後の利率は、変更日における当金庫所定の利率とします。 ただし、変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 4. (利息) （1）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前2. （2）の利率、変更後の預金については前3の利率）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法で、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期時に元金に組入れて継続する方法により支払います。 なお、利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。 （2）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
(3) この預金を定期預金共通規定 2. (1) により満期日前に解約する場合、および共通規定 2 により解約する場合には、この預金を預入日（継続したときはその継続日）から 1 か月後の応答日から満期日までの間に、この預金の一部または全部について解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときはその継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算した金額を、この預金とともに支払います。 ① 6 か月未満……………<u>約定利率× 1 0 %</u> ② 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 4 0 % ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 5 0 % ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 6 0 % ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 7 0 % ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 9 0 % (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 3 6 5 日として日割で計算します。 以上 <u>2027. 1. 10</u> 定期積金（スーパー積金）規定 1 ～ 4 (略) 5. (給付補填金等の計算) (1) この積金の給付補填金は、通帳面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 (2) 約定通り払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に通帳面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、<u>次の③の利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をする場合、および共通規定 2 により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、<u>次の③の利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 <u>③ 前各号の期間に応じた計算は、初回払込日からの次の期間に応じた利率によります。</u> <u>A. 契約期間が 6 か月以上 3 年未満のもの</u> <u>(A) 6 か月未満……………約定利率× 1 0 %</u> <u>(B) 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 3 0 %</u>	(3) この預金を定期預金共通規定 2. (1) により満期日前に解約する場合、および共通規定 2 により解約する場合には、この預金を預入日（継続したときはその継続日）から 1 か月後の応答日から満期日までの間に、この預金の一部または全部について解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときはその継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算した金額を、この預金とともに支払います。 ① 6 か月未満……………<u>解約日における普通預金利率</u> ② 6 か月以上 1 年未満……………約定利率× 4 0 % ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満……………約定利率× 5 0 % ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満……………約定利率× 6 0 % ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満……………約定利率× 7 0 % ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満……………約定利率× 9 0 % (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 3 6 5 日として日割で計算します。 以上 2020. 04. 01 定期積金（スーパー積金）規定 1 ～ 4 (略) 5. (給付補填金等の計算) (1) この積金の給付補填金は、通帳面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 (2) 約定通り払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に通帳面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、<u>解約日における普通預金利率</u>によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をする場合、および共通規定 2 により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、<u>解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u> <u>(追加)</u>

預金関連規定 新旧対照表

新	旧
(C) 1年以上2年未満……………約定利率×40% (D) 2年以上3年未満……………約定利率×60% B. 契約期間が3年以上5年以下のもの (A) 6か月未満……………約定利率×10% (B) 6か月以上1年未満……………約定利率×20% (C) 1年以上2年未満……………約定利率×20% (D) 2年以上3年未満……………約定利率×40% (E) 3年以上5年以下……………約定利率×60% ④ この計算の単位は1円とします。 6～14 (略) 以上 (以下、略)	③ この計算の単位は1円とします。 6～14 (略) 以上 (以下、略)